

東京都暴力団排除条例 と 北区暴力団排除条例の関係

東京都暴力団排除条例

北区暴力団排除条

補 完

- ・目的
- ・定義
- ・基本理念
- ・適用上の注意
- ・都の責務
- ・都民等の責務
- ・都の行政暴力に対する対応方針の策定等
- ・都の事務事業に係る暴力団排除措置
- ・広報及び啓発
- ・都民等に対する支援 ・保護措置
- ・青少年の教育等に対する支援 ・青少年に対する措置
- ・委任

- ・区市町村との協力
- ・暴力団からの離脱促進
- ・請求の援助
- ・祭礼等における措置
- ・事業者の契約時における措置
- ・不動産の譲渡等における措置
- ・不動産の譲渡等の代理又は媒介における措置
- ・妨害行為の禁止
- ・暴力団事務所の開設及び運営の禁止
- ・青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止
- ・事業者の規制対象者等に対する利益供与の禁止等
- ・他人の名義利用の禁止等

- ・目的
- ・定義
- ・基本理念
- ・適用上の注意
- ・区の責務
- ・区民等の責務
- ・区の行政暴力に対する対応方針の策定等
- ・区の事務事業に係る暴力団排除措置
- ・広報及び啓発
- ・区民等に対する支援等(安全の確保への配慮)
- ・青少年の教育等に対する措置
- ・委任

- ・区が設置する公の施設における措置

※赤字は新たに加えたもの

- ・報告及び立入り
- ・勧告
- ・適用除外
- ・公表
- ・命令
- ・公安委員会の事務の委任
- ・罰則
- ・両罰規定